

第 1 1 回（仮称）釧路市自治基本条例検討委員会 次第

■日時 平成 25 年 1 0 月 1 8 日（金）18:00～20:00

■場所 釧路市交流プラザさいわい 3 階小ホール

1 開会

2 議事

（1） 委員意見のまとめについて【1 1 0 分】

3 その他

4 閉会

【配付資料】

資料１ 平成２４～２５年度（仮称）釧路市自治基本条例検討委員会 委員意見まとめ

資料２ 感想記入シート

平成24～25年度 (仮称) 釧路市自治基本条例検討委員会 委員意見まとめ

No	分類	意見要旨
1	－ 条例の必要性	自治基本条例が総合的なものであることと、指針も見直す時期にきていることを考えると、 自治基本条例をつくるよいタイミングだと思う。 ただし、条例をつくる場合は制定経過の市民PRも平行でやると同時に、制定後のケアも必要。
2	－ 条例の必要性	これからは行政に任せっぱなしではなく、市民も市政に関わっていかなければならないと思うので、そのためにも 自治基本条例は必要。 まちづくりに参加する市民が一人でも増えれば、条例をつくる意義はある。
3	－ 条例の必要性	自治基本条例は作るべきだと思う。 市民の規範として必要性を感じる。 条例を作ることで、市民と行政の建設的な関係を作るとともに、既存条例も含めた市の施策をわかりやすくしたい。 今後は、市民の行動が大切になるため、そのためにも行政と市民の役割分担を条例によって明確化する必要がある。
4	－ 条例の必要性	条例を作って市民協働のまちづくりを一層進めていくべき。 条例制定は市民がまちづくりについて考えるきっかけになる。 釧路のまちをよくしていくために、やる気のある市民を巻き込みながら活動を進めていく必要がある。そのための規範としてこの条例が必要。
5	－ 条例の必要性	自治基本条例は制定すべき。 条例によって市民と行政の役割をはっきりさせてまちづくりに取り組んでいくべき。 また、自治基本条例には、指針よりも多角的に施策全体を捉えることができるという意義を感じている。
6	－ 条例の必要性	自治基本条例は作った方が良い。 これからは今まで通りの行政任せのまちづくりは成り立たなくなるため、市民のまちづくりへの意識付けのためにも、自治基本条例が必要。行政も条例となれば、大変なことでもしっかりとやらざるをえなくなる。
7	－ 条例の必要性	当初は指針の市民への浸透が先であると考えていたが、 今は自治基本条例があってもよいと思う。 ただし、具体的にまちづくりをどうしていくかを記載し、指針より前進した点がわかる自治基本条例にしなければならない。
8	－ 条例の必要性	指針が既にあるということと、自治基本条例が二元代表制にゆがんだ影響を及ぼしてしまう懸念を考えると、 制定すべきではない。 ただし、 検討委員会として条例制定という結論を出すのであれば、市民の定義、最高規範性、住民投票という問題が残る条項は削除するか、最低限の表現に留めて欲しい。また、定期的な見直しを行うこと。
9	－ 条例の必要性	自治基本条例は積極的に必要とも不要とも思っていないが作るのなら反対はしない。 あったらあったで良いが、なくても困らない。 ただし、条例を作る場合は、 最高規範という単語は用いるべきではないし、定義や住民投票の条項は他の法律、条例と整合をとること。 また、この条例を何のために作るのかはぼかさずに、きちんと示すべき。
10	－ 条例の必要性	指針は市の内部ルールであったために、年月の経過とともに形骸化してしまったが、自治基本条例があれば、議会や市民のチェックが働くためそのようなことにはならない。
11	－ 条例の必要性	市民意識の盛り上がりも必要だが、自治基本条例の制定を一つの梃子として、意識を持った行政主導でまちづくりに市民を巻きこんでいくことも必要だと思う。

No	分類		意見要旨
12	-	条例の必要性	指針と条例では、市民や議会における認知度、注目、重みという点で大きく異なる。 また、自治基本条例には、指針に規定されていること以外の幅広い自治のルールが盛り込まれ、市政全体を体系化する効果がある。
13	-	条例の 市民周知	市民の行政任せの意識を変えるためにも、自治基本条例だけでなく、条例を必要とする釧路市を取り巻く社会情勢の変化も合わせて広報していくべき。
14	-	条例の 市民周知	自治基本条例制定後、市民にしっかり浸透するよう周知を徹底する必要がある。
15	-	条例の 市民周知	ただ条例を作るのではなく、市民が参加できる仕組みを整えることが大事。 条例自体を市民へ知らせる場も必要。
16	-	条例の 市民周知	条例の周知はHPだけでなく、紙媒体でもしっかり行うべき。
17	-	条例の 市民周知	条例を作って終わりではなく、いつも市民が身近に感じられれうような広報、情報提供を工夫する必要がある。
18	-	条例の 市民周知	自治基本条例を作ることに決まった後には、様々な方法で、自治基本条例の必要性や効能を積極的に発信することが必要。
19	-	制定過程へ の市民参加	市民参加、市民協働を考えるにあたり、この条例を作る過程が非常に重要。市民が参加できる環境を上手く作り出したい。 行政も、少しでも市民に知ってもらって意見を出してもらえるような努力をして欲しい。
20	-	制定過程へ の市民参加	自治基本条例を活かしていくためには、委員も協力しながら、市民との意見交換会の回数を重ねる必要がある。
21	-	制定過程へ の市民参加	制定後に条例が市民に受け入れられるためにも、市民の意見を聞きながら条例を作る必要がある。
22	-	制定過程へ の市民参加	条例制定後の周知も大切だが、市民にこの条例を身近に感じてもらうためにも、制定過程に市民を参加させることが大切。
23	0	名称	条例の性格を考えると、名称は「自治基本条例」とするのが良い。

No	分類		意見要旨
24	0	名称	この条例は、市民参加だけでなく行政の仕組みについての条項も多く含まれており、釧路市の自治の仕組みを表したものであるため「自治基本条例」という名称にすべきだと思う。
25	0	名称	名称は「まちづくり条例」など、市民にとってわかりやすいものにするべき。
26	0	名称	条例全体で見ると「自治」よりも「まちづくり」の要素が強いため、「まちづくり基本条例」とした方が分かりやすい。
27	1	前文	合併前のそれぞれの地域の特性を意識しながら、市民の間でまちづくりへの一体感を醸成していくことが必要。
28	1	前文	帯広市のように、釧路市の風土に合わせて条文にしたい。
29	1	前文	釧路ならではの文章として、まちの広域化、インフラコストの増大という課題を克服するための、コンパクトなまちづくりという要素を入れたい。
30	1	前文	地域活動は楽しく、気持ちのよいものでなければ広がらない。釧路の文化をみなで共有する気持ちを前文で表現したい。
31	1	前文	市民憲章は大切にしたい。前文にそのまま入れてもよいからだと思う。
32	3	基本理念・原則	目的で謳っていることを達成するための基本理念・原則だと思うので、それぞれ必要である。
33	3	基本理念・原則	目的、基本理念、基本原則はそれぞれ独立した条項でよいと思う。
34	3	基本理念・原則	目的、基本理念、基本原則が別個にあってよいと思う。
35	3	基本理念・理念	基本理念や基本原則で文言として比較しにくいものを並べると、混乱が生じるのではないかな。

No	分類		意見要旨
36	3	基本理念・原則	釧路らしいまちづくりのための条例を作るためにも、前文、目的、基本理念、原則はそれぞれ分かれていて良い。
37	3	基本理念・原則	基本原則は、地方自治の基本原則である憲法や地方自治法に定める二元代表制を基本とすること、等を入れるべき。理念的な表現ばかりを並べるのであれば、前文や目的などに集約してしまった方がすっきりする。
38	3	基本理念・原則	目的、基本理念、基本原則は役割が重複しているのでは。前文、目的、定義のみに集約しもよいと思う。
39	3	基本理念・原則	市民ができることは自助共助の範囲内で市民が行う、経済原理が働くものは民間が行う、行政は福祉など本来の仕事に力を注ぐ、そういった市民協働を進めなければならない。
40	4	定義	市民の定義は住民に限定すべき。義務を負わない人が権利を主張できるのはおかしいし、反社会的なグループが大挙して権利を行使することも可能性として残る。 斜里町のように「市民」と「市民等」と定義するのも混乱を招くので賛成できない。
41	4	定義	自治基本条例の条文は、普通の釧路市内で生活している人達がよくわかる表現にすべきで、市民の定義については「釧路市に居住する者」でよいと思う。
42	4	定義	市民は「住所を有する者」とすべき。市民とは義務を負担する人を指すものと思う。 ただ、まちづくりは、住民だけでなく、多くの人の意見や協力がいるものだとも思う。
43	4	定義	市民の定義は、地方自治法上の住民の定義と合わせるべき。自治基本条例だけで独自の定義をすべきでない。 まちづくりの担い手を広く捉えたいのであれば、市民と市民等というように分けて定義するのがよい。
44	4	定義	自治基本条例の目的は、まちづくりを担う市民をどう増やすかであるので、市民は住所を有する者に限定するのではなく、幅広く捉えるべき。
45	4	定義	まちづくりは住民だけで行うものではなく、住民以外にも色々な人が入り込んで行われているのが現実なので、市民の定義も広く捉えた方がよい。
46	4	定義	まちづくりへの貢献は納税以外にもある。釧路市外の人達が釧路を元気にしてくれるという部分を前向きに捉え、市民の定義は住民に限定せず幅広くするべき。
47	5	市民	まちづくりに参加する市民を増やすためには、まちづくりについての勉強会を重ねながら、双方が相手の意見に聞く耳を持つことが大切。

No	分類		意見要旨
48	5	市民	地域にも意識の高い市民は数多くいるので、彼らが参加する場、意見を反映する場があればよい。
49	5	市民	条例制定を、市民がまちづくりに対する考え方を変えるきっかけにしたい。
50	5	市民	市民がまちづくりに参加する意識を持つこと、関心を持つことが最も大切。
51	5	市民	市民の権利に関して、特定の属性について特別に条項を設けて言及すべきでない。
52	5	市民	障がい者の権利について、独立した条項とまではいかなくともなんらかの表現を入れて欲しい。
53	6	市長・職員	市長が条例を遵守するのは当然のことなので、宣誓までさせる必要はない。
54	8	コミュニティ	コミュニティに関しては町内会にプラスとなる表現を盛り込みたい。
55	8	コミュニティ	地域に住む人達は、地域の恩恵を受けているのだから、地域のコミュニティ活動にも責任があることを条例で表現したい。
56	8	コミュニティ	コミュニティというカタカナを使うよりも、共同体という漢字を使う方が市民にとっては分かりやすいと思う。
57	9	情報公開・ 情報共有	施策決定の道筋と、その中で市民意見がどう反映されるかが市民に理解されれば、サイレントマジョリティの意見も出てくる。
58	9	情報公開・ 情報共有	市民も心のどこかでまちづくりに関わりたいという気持ちはある。それを活かすには市側からのわかりやすい説明が必要。
59	9	情報公開・ 情報共有	市民参加を推進する、市民協働を高めることは理想論としてはわかるが、自治基本条例で規定するのは簡単だが、実際やるとなると大変で、実効性はないと思う。

No	分類		意見要旨
60	9	情報公開・ 情報共有	情報共有のためには、市民も自分たちで努力して情報を知るという姿勢が必要。
61	9	情報公開・ 情報共有	情報共有については、市から市民だけではなく、市民からも市に情報を提供をする必要がある。
62	9	情報公開・ 情報共有	行政側の分かりやすい情報発信と、情報の受け手としての市民の意識を高める取組を併せて行う必要がある。
63	9	情報公開・ 情報共有	情報共有のためには、関心やパソコンの有無等、受け手の状況にあわせた情報提供を行う必要がある。
64	9	情報公開・ 情報共有	行政が、仕事ぶりを常に市民に見られているという緊張感を持ち続けて、まちづくりをしていくことが大事で、自治基本条例はそれを担保する意味がある。
65	9	情報公開・ 情報共有	災害時の避難等、情報公開と個人情報の保護の兼ね合いで現場が苦慮することがあるので、折り合いをつけられる条項を条例に盛り込むことを検討したい。
66	10	市民参加・ 市民協働	市民協働のためには、まちづくりの仲間づくりをしなければならない。そのためには経歴にこだわらず一般の人がもの言える環境を作って欲しい。
67	10	市民参加・ 市民協働	市民参加の過程では、忌憚のない意見を言ってもらえるよう、組織や会社を背負うのではなく、個人の立場で参加してくれる方を増やしたい。
68	10	市民参加・ 市民協働	市民参加を増やすには、まちづくりが他人事ではないことを理解してもらうことが必要。
69	10	市民参加・ 市民協働	市民協働は形だけのもの、行政の体の良いアウトソーシングであってはならない。
70	10	市民参加・ 市民協働	社会教育の総量が、市民参加の基礎を作る。市民参加の促進と社会教育の実施を平行で進めていかなければならない。
71	10	市民参加・ 市民協働	市民との合意形成に時間をかけることによって、サイレントマジョリティからも意見を掘り起こすことは可能。

No	分類		意見要旨
72	10	市民参加・市民協働	自治基本条例にもとづく市民参加は、現行の二元代表制を覆すものではなく、活力を与えるもの。立案の段階で市民意見がどれだけ入っても、最終的な決定は市民の信託を受けた市長や議員が行うことになる。
73	10	市民参加・市民協働	自治基本条例をもってしても、地方自治法上の二元代表制を基本とする現行の自治の仕組みを覆す形で市民の意見を取り入れることはできない。
74	10	市民参加・市民協働	極端な意見や雰囲気流されやすいという民主主義の危険性は、現行の間接民主制でも現れている。それを和らげるためにも、自治基本条例のもと、多様な意見を聞きそれを反映する仕組みを整えていくことが重要。
75	10	市民参加・市民協働 (住民投票)	重要な施策については、住民投票を実施できるようにすべきだと思う。ただ、投票結果を踏まえた決定は二元代表制の下で行われるべき。
76	10	市民参加・市民協働 (住民投票)	住民投票は絶対必要。二元代表制で決定するのは当然だが、その前に、多様な意見を吸い上げる仕組みはあった方がよい。
77	10	市民参加・市民協働 (住民投票)	住民投票は、限られた少数の人の意見が二元代表制の決定に事実上の影響を与えてしまう懸念があるので、慎重に検討すべき。仮に規定するのであれば、既存の地方自治法の住民請求に準じて、案件の都度議会の判断を仰ぐという規程にすべき。
78	10	市民参加・市民協働 (住民投票)	自治基本条例はその性格上、幅広く地方自治を規定することになるので、他の法令との抵触が起きやすい。そのため定義や住民投票等、他の法令や条例と関わる箇所の判断は慎重にすべき。法令と整合性がとれないことはあってはならない。
79	11	行政運営	行政と市民が対等な関係を構築するには外部評価をしっかりと行うべきだと思う。不断に取り組んでもらうためにも、条例に実施を明記するのがよい。
80	11	行政運営	外部評価についての規定はしっかり入れたいと思う。
81	11	行政運営	行政評価を規定するのであれば、規程上も実務上も、評価の結果を次の立案に活かさなければならない。
82	12	条例の位置づけ (最高規範)	条例同士は対等で効力に上下はない。市民に対して誤解を生じる恐れがあるので最高規範という単語は使うべきではない。
83	12	条例の位置づけ (最高規範)	最高規範という単語は入れるべきではない。他の法令や条例と整合性がとれなくなるリスクが高い。見直し条項も入れるのであれば、「小さく産んで大きく育てる」という発想で良いのではないかな。

No	分類		意見要旨
84	12	条例の位置づけ (最高規範)	最高規範性については、条例を大事なものとして常に確認するという現実的な行為こそが重要なので、単語を使うかどうかは重要ではない。
85	12	条例の位置づけ (最高規範)	この条例は住民を拘束・規制するものではなく、住民が自ら規範とするものにしなければならないので、最高規範という単語にこだわることはない。
86	12	条例の位置づけ (最高規範)	最高規範性という単語を使うのではなく、前文などでこの条例がまちづくりの基本であることを示せば十分であると思う。
87	12	条例の位置づけ (最高規範)	最高規範という言葉を使わなくても、「最大限尊重する」という書き方でも趣旨は表せるのではないか。
88	12	条例の位置づけ (最高規範)	最高規範性は条例に規定してそうなるものではなく、取組の結果、最高規範として扱われるものだと思う。
89	12	条例の位置づけ (最高規範)	法律的な話にこだわらず、最高規範の文言を入れて皆の規範としていくのが良いと思う。
90	12	条例の位置づけ (最高規範)	この自治基本条例は、色々な条例・計画の中で理念的、原則的に上に立つものと捉え、最高規範と位置付けるべき。 法理論によって否定するのではなく、まちづくりに対する市民の意気込みを表したい。
91	12	条例の位置づけ (最高規範)	自治基本条例は法規制の力で最高規範となるのではなく、みなで作ってみなで決めたから、みなで尊重し運用するという理屈で、規範性と実効性を担保するものである。 それゆえ作るプロセスで全市民的な議論や入念な検討を行い、不断に運用しなければならない。最高規範という単語はその決意を示すために必要と思う。
92	12	条例の位置付け (条例見直し)	見直し条項は必要だと思う。市民協働の取組を評価する仕組みは必要。
93	12	条例の位置付け (条例見直し)	条例を制定し、取組を進めることで初めて出てくる意見もあるので、それらも踏まえて都度見直ししていくべき。
94	12	条例の位置付け (条例見直し)	条例制定後、実践できているかの点検を行い、条例を活かしていくためにも、見直し条項は入れるべき。
95	12	条例の位置付け (条例見直し)	自治基本条例の実効性を担保するためには、条例を定期的に見直し、実践を外部的にもチェックすることが重要。

FAX送信先：0154-22-4473

資料 2

(釧路市都市経営課宛)

感想記入シート

第11回検討委員会（平成25年10月18日開催）

※委員会の感想、
委員長への質問、
事務局への要望
等、自由に記入し
てください。

【連絡先】

釧路市総合政策部都市経営課 担当 河面

電話番号 0154-31-4502

FAX番号 0154-22-4473

E-mail shimpei.komo@city.kushiro.lg.jp